

1 定期届出 — 今年から「年1回」に変更・添付書類も追加

2026年5月20日 入管庁お知らせ

■ 変更ポイントの比較

項目	これまで（旧）	今年から（新）
提出頻度	年4回（四半期ごと）	年1回（4月1日～5月31日）
添付書類	活動状況書類のみ	労働保険・社会保険書類・納税証明書等を追加
提出方法	窓口・郵送・電子	窓口・郵送・電子 （電子届出への移行を推奨）

■ 添付書類チェックリスト（今年から追加された書類）

- ☐ 労働保険（労災保険・雇用保険）に関する証明書類
- ☐ 社会保険（健康保険・厚生年金）の納入状況を示す書類 ※「社会保険料納入状況回答票」または「健康保険・厚生年金保険料の領収書の写し」
- ☐ 納税証明書（源泉所得税・法人税・消費税等）
- ☐ 上記が5月31日までに取得できない場合 → 所定の別紙を添えて後日追加提出（認められています）

- 5月31日に証明書が間に合わなかった場合
- ◆ 公的機関の証明書（社会保険・労働保険関係）が5月31日までに取得できない場合、後日の追加提出が認められています。所定の別紙（入管庁様式）を添えて管轄局に提出してください。

◆ 日本年金機構の「社会保険料納入状況回答票」は発行申請が集中しています。代わりに「健康保険・厚生年金保険料の領収書の写し」でも代替提出が可能です。

今すぐやること（アクションポイント）

✓ 入管庁HPの「提出書類一覧表」（最新版）を確認し、今年から追加された書類を把握する

✓ 社会保険料の領収書・納税証明書を今から取り寄せ、不足がないか確認する

✓ 5月31日を過ぎても未提出の書類があれば、速やかに別紙を添えて追加提出する

2 定期届出Q&A — 知らないと困る5つのポイント

2026年5月20日 入管庁Q&A公開

No.	ポイント	答え・対応
①	届出対象は誰？	対象期間中に1日でも在籍した特定技能外国人がいれば届出必要。退職済みでも対象。在留資格認定証明書交付済みで未入国の方は翌年度対象。
②	作成責任者は誰でもOK？	担当社員でも可。手書き署名または電子署名が必須（印字・スタンプ不可）。電子署名法上の電子署名も可。
③	添付書類を省略できる条件は？	①過去3年間に指導・改善命令なし、②電子届出を利用、③一定規模・実績（上場企業・3年以上の受入れ実績がある法人等） — 3要件すべてを満たす機関は省略可。
④	平均賃金の計算方法は？	全員の年間支給総額合計 ÷ 全員の在籍月数合計で算出。年途中の入退社があっても同じ方式。控除前の支給額で計算。
⑤	電子届出後に誤りが発覚したら？	管轄の地方出入国在留管理局宛に、理由書（書式自由）＋補正した届出書（紙）を窓口または郵送で提出する。

今すぐやること（アクションポイント）

✓ 退職済みの特定技能外国人も届出対象に漏れていないか確認する

✓ 省略要件を満たすなら電子届出への移行を検討する（窓口・郵送提出は今後不利な扱いになる可能性あり）

✓ 平均賃金の計算：年途中の入退社がある場合も「合計支給額÷合計在籍月数」で統一する



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

外国人雇用法務
ニュースレター
2026年6月号

特定技能外国人雇用実務ガイド

製造業7業種追加 —
採用できる業種と受
入れ開始時期

大阪弁護士会所属
弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

3 工業製品製造業 — 新たに7業種が特定技能外国人の受け入れ対象に

2026年1月閣議決定 / 2026年6月1日 経済産業省告示施行

2026年1月の閣議決定により工業製品製造業分野の対象業種が拡大されました。6月1日の経産省告示施行から以下の7業種が新たに対象となります。

■ 新たに追加された7業種

No.	業種	技能実習 2号修了者	試験 合格者
①	電線・ケーブル製造	6/1～可	試験後
②	プレハブ住宅製品製造	6/1～可	試験後
③	家具製造	6/1～可	試験後
④	定形・不定形耐火物製造	6/1～可	試験後
⑤	生コンクリート製造	6/1～可	試験後
⑥	ゴム製品製造	6/1～可	試験後
⑦	かばん製造	6/1～可	試験後

※「試験後」＝各業種の特定技能評価試験が実施された後から申請可能。試験の実施時期は業種ごとに異なります。

■ 採用ルートの違い

【最速】技能実習2号修了者ルート

2026年6月1日から申請可能

対応する職種の技能実習2号を2年以上良好に修了した外国人が対象。特定技能評価試験・日本語試験が免除されます。

試験合格者ルート

各業種の評価試験が実施された後に申請可能

業種別評価試験＋日本語試験（N4以上）の合格が必要。試験スケジュールはJAIM（一般社団法人工業製品製造技能人材機構）の公式HPを確認。

・ 確認が必要な追加条件

- ◆ 業種区分の要件に加え、受け入れ事業所の「日本標準産業分類」も要件となります。業種区分に該当していても、事業所の産業分類が対象外の場合は受け入れができません。
- ◆ 特定技能1号は在留期間上限5年・家族帯同不可ですが、要件を満たせば特定技能2号（在留期間上限なし・家族帯同可）への移行も可能です。
- ◆ 受け入れにはJAIM（一般社団法人工業製品製造技能人材機構）への加入が必要です。

・ 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 製造現場が7業種・日本標準産業分類の要件を満たすか確認する
- ✓ 技能実習2号修了者がいる場合は6月1日以降すぐ申請可能 → 弊事務所にご相談ください
- ✓ 試験ルートで採用を検討する場合は、JAIM公式HPで各業種の評価試験スケジュールを確認する

お問い合わせ先

白崎識隆法律事務所・白崎FHR経営労務事務所

E-mail info@shirasaki-law.com

公式HP <https://www.shirasaki-law.com>

外国人HP <https://www.shirasaki-law.com/global/>

所在地 〒530-0044 大阪市北区東天満2丁目1番4号 五高ビル702号

TEL/FAX 06-6356-2027 / FAX 06-6356-2028

本資料は一般的な情報提供を目的としており、個別の法的アドバイスを構成するものではありません。参考：経済産業省（2026年5月改定）、出入国在留管理庁「定期届出に関するQ&A」（令和8年5月）。